

宇治市宣伝大使使用取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、宇治市宣伝大使のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、宇治市宣伝大使とは、別図の基本デザイン及び市長が別に定めるその展開デザインのことをいう。

(使用の許可申請)

第3条 宇治市宣伝大使を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ宇治市宣伝大使使用申請書(別記様式第1号)を宇治市長(以下「市長」という。)に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市及び市教育委員会がその業務の目的で使用する場合。
- (2) 新聞、テレビ、ラジオ及び雑誌等報道関係機関が報道及び広報の目的で使用する場合。
- (3) その他市長が特に認めたとき。

(使用の許可等)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合は使用を許可しないものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、その限りでない。

- (1) 個人及び企業等が営利を目的とした商品、サービス、販売行為及び活動等に使用する場合。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 不当な利益を得ることを目的として使用すると認められるとき。
- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 宇治市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (7) その他市長が使用について不適當と認めたとき。

2 市長は前項の規定による申請を許可するときは、申請者に宇治市宣伝大使使用許可書(別記様式第2号)を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、使用を許可することが不適切と認めるときは、宇治市宣伝大使使用不許可書(別記様式第3号)により申請者に通知

するものとする。

(使用許可の期間)

第5条 宇治市宣伝大使の使用許可の期間は、使用を許可した日から起算して1年以内とする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続き宇治市宣伝大使を使用しようとするときは、新たに前条の許可を受けなければならない。

(使用料)

第6条 宇治市宣伝大使の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 宇治市宣伝大使の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用許可を他に譲渡し又は転貸しないこと。
- (3) 定められた形状、色等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。
- (4) 宇治市宣伝大使のイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) 当該使用に係る完成物件を速やかに提出すること。ただし、完成物件の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができる。

(許可内容の変更等)

第8条 使用者が許可された内容を変更しようとするときは、宇治市宣伝大使使用変更申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき、変更を許可することが適当と認めるときは、宇治市宣伝大使使用変更許可書(別記様式第5号)を申請者に交付するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により審査の結果、変更を許可しないときは、宇治市宣伝大使使用変更不許可書(別記様式第6号)を申請者に交付するものとする。
- 4 第2項の許可については、第4条の規定に準ずるものとする。

(使用許可の取消し)

第9条 市長は、当該使用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可を取り消すものとする。使用者は、使用許可が取り消された場合、使用取り消しの日から使用することはできないものとする。

- (1) 第4条第1項に該当、又は第7条に違反していると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

- (3) その他宇治市宣伝大使の利用継続が不適當であると認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用の許可を取り消したときは、その使用者に宇治市宣伝大使使用許可取消書（別記様式第7号）により通知するものとする。
 - 3 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。
 - 4 市長は、許可を取り消された者に対して使用物件等の回収等の措置を求めることができる。

（責任の制限）

- 第10条 前条の規定により宇治市宣伝大使の使用許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。
- 2 使用者が宇治市宣伝大使のデザインの使用について、第三者との間に、権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに市長に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決を図るものとする。
 - 3 使用者が、宇治市宣伝大使の使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、宇治市は損害賠償、損失補償の責めを負わない。

（権利の設定等の禁止）

- 第11条 使用者は、宇治市宣伝大使について、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

（補則）

- 第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年5月1日から施行する。